



2022年5月25日

各 位

会 社 S Dエンターテイメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 長谷川 亨
(コード：4650 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 副社長執行役員 佐藤 美幸
電 話 番 号 011-860-2525
U R L <https://sdentertainment.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の第68回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、株主利益の確保への配慮等を踏まえて定められる一定の要件もと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会のこと、いわゆるバーチャルオンリー型株主総会)の開催を可能とするため、現行定款第11条に第2項を追加するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、また業務執行取締役等である者を除く取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨を、新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査等委員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、下線は変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 11 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対し提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第 15 条～第 27 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 11 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><u>2 本会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2. 本会社は、電子提供措置をとる項目のうち法務省令で定めるものの全部、又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことがある。</u></p> <p>第 15 条～第 27 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 <u>本会社は、会社法 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の同法 423 法第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

	<p><u>2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 <u>28</u> 条～第 <u>34</u> 条 <条文省略> <新設></p>	<p>第 <u>29</u> 条～第 <u>35</u> 条 <現行どおり> (附則)</p> <p><u>1. 定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書に規定する改正規定施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- | | |
|--------------------------------------|---------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022 年 6 月 22 日（予定） |
| (2) 定款変更の効力発生日（変更後定款第 14 条を除く） | 2022 年 6 月 22 日（予定） |
| (3) 現行定款第 14 条削除及び変更後の第 14 条新設の効力発生日 | 2022 年 9 月 1 日（予定） |

以上